



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 6 3 号 令和 8 年 7 月 3 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 5 4	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	子育て応援課
3 5 5	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	産業成長推進課
3 5 6	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
3 5 7	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
3 5 8	土地改良区の清算人の就任について届出があった件	同
3 5 9	地籍調査の成果を認証した件	同
3 6 0	令和 8 年度における特定調達契約のうち建設工事請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等を定めた件	建設管理課
3 6 1	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	都市計画課
3 6 2	特定調達契約について総合評価一般競争入札に付する件	出納局 公共入札検査課

徳島県告示第354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年7月3日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
社会福祉法人 日本保育協会	東京都千代田区麹 町一丁目6番地2 麹町一丁目ビル6 階	徳島県こども未来 関係手数料条例（ 令和6年徳島県条 令第41号）別表第 1の3の項から5 の項までに掲げる 事務に係る手数料 の収納事務	令和8年4月1 日	令和8年4月1 日

徳島県告示第355号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年7月3日から同年11月3日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年7月3日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドラッグコスモス美馬店
所在地 美馬市美馬町字中通186番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山 英昭

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山 英昭

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年2月12日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,177平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要		
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	49台

	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	13台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	79.8平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	13.50立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後10時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から午後10時30分まで
	駐車場の自動車の出入口	出入口の数	2箇所
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和8年6月11日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧の場所 徳島県経済産業部産業成長推進課及び美馬市経済部企業応援課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間 令和8年7月3日から同年11月3日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び美馬市経済部企業応援課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から 1 月間縦覧に供する。

徳島県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員
の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する
。

令和8年7月3日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
三村土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	谷 和 紀	谷 和 紀	阿南市長生町北平岡36－1
同	清 田 茂		同 内川下21－1
同	野 口 洋 明		同 大原楠ノ前11－1
同	岡 田 均		同 15－1
同	賀 上 花 子		同 うその口2－1
同	井 藤 敏 幸	井 藤 敏 幸	同 古池24
同	森 下 泰 和		同 北内19
同		藤 田 繁 生	同 川ハタ93
同		朝 田 修 生	同 北平岡47
同		清 田 和 良	同 門田9－3
同		小 山 義 教	同 塩免9－2
同		倉 橋 武 志	同 南平岡5－1
監 事	仁 木 俊 二		同 柳ヶ坪1－1
同	清 政 幸		同 諏訪ノ端14－1
同	澤 良 一	澤 良 一	同 北平岡21
同		賀 上 也 寸 志	同 うその口7
同		勝 瀬 幸 雄	同 上荒井楠ノ前8－5

徳島県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年7月3日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 土地改良区の事務所の所在地及び名称
阿南市長生町
三村土地改良区
- 2 認可年月日
令和8年6月12日

徳島県告示第358号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就任について届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定により次のとおり公告する。

令和8年7月3日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
渭北渭東土地改良区
- 2 就任清算人

氏 名	住 所
北 川 恵 二	徳島市住吉四丁目 8－21
井 形 圭 治	同 住吉五丁目 8－77
井 澤 みゆき	同 住吉四丁目 2－18
濱 田 和 雄	同 13－14
篠 原 敬	同 東吉野町二丁目 6
岸 忠 夫	同 4

徳島県告示第359号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第1項の規定に基づき、勝浦町長及び上板町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第2項の規定により次のとおり認証した。

令和8年7月3日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 勝浦町に係る地籍調査

(1)ア 調査を行った者の名称

勝浦町

イ 調査を行った時期

令和5年度及び令和6年度

ウ 成果の名称

勝浦町大字久国の全部の地籍図及び地籍簿（久国1地区）

エ 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字久国（久国1地区）

オ 認証年月日

令和8年6月19日

(2)ア 調査を行った者の名称

勝浦町

イ 調査を行った時期

令和5年度及び令和6年度

ウ 成果の名称

勝浦町大字坂本の一部の地籍図及び地籍簿（坂本8地区）

エ 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字坂本の一部（坂本8地区）

オ 認証年月日

令和8年6月19日

(3)ア 調査を行った者の名称

勝浦町

イ 調査を行った時期

令和4年度から令和6年度まで

ウ 成果の名称

勝浦町大字坂本の一部の地籍図及び地籍簿（坂本4・5・6地区）

エ 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字坂本の一部（坂本4地区、坂本5地区及び坂本6地区）

オ 認証年月日

令和8年6月19日

2 上板町に係る地籍調査

(1) 調査を行った者の名称

上板町

(2) 調査を行った時期

令和５年度及び令和６年度

(3) 成果の名称

上板町西分の一部の地籍図及び地籍簿（上板22地区）

(4) 調査を行った地域

板野郡上板町西分の一部（上板22地区）

(5) 認証年月日

令和８年６月19日

徳島県告示第360号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、令和8年度において県の締結する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負契約のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるもの（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

令和8年7月3日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 資格

特定調達契約に係る入札に参加する資格（以下「資格」という。）を有する者は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年徳島県告示第50号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定による資格審査を受け、徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿への登載を決定された者とする。

2 資格審査の申請の時期及び方法

資格審査の申請の時期は、随時とし、資格審査の申請の方法は、審査要綱第3条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 審査要綱第3条に規定する申請書（以下「申請書」という。）の作成に用いる言語は、日本語とする。なお、その他の申請書に添付する書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 申請書及び申請書に添付する書類（以下「申請書等」という。）の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- (3) 外国人又は外国法人にあっては、審査要綱第3条第2号、第3号及び第5号に掲げる書類に代えて知事が適当と認める書類の提出を求めることがある。
- (4) 申請書等の提出は、記載内容を説明できる者が持参して行うものとする。
- (5) 申請書等の提出先は、次のとおりとする。

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県県土整備部建設管理課審査担当

（電話 088-621-2624）

3 資格に関する文書を入手するための手段

資格に関する文書を入手するための手段は、(1)の場所において配布されるもの又は(2)の場所において掲載されるものを入手することとする。

- (1) 徳島県の庁舎における配布場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県県土整備部建設管理課審査担当

（電話 088-621-2624）

- (2) 徳島県電子入札ホームページにおける掲載場所

https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/archives/category/download/download_07

4 資格審査の結果の通知等

資格審査の結果については、審査要綱第3条の規定により申請書を提出した者に通知する。この場合において、資格がないと認められた者から請求があったときは、徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第3条第4項に定めるところにより通知する。

5 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認められた日から令和9年3月31日までとする。

6 資格の有効期間の更新手続

資格の有効期間の更新手続は、審査要綱第3条及び第4条に定めるもののほか、2の(1)から(5)までに定めるところとする。

7 その他

資格審査の申請に係る変更届等については、審査要綱に定めるところによる。

徳島県告示第361号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年7月3日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
徳島県盛土防災情報管理システム第2期構築及びクラウド移行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県県土整備部都市計画課
徳島市万代町一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年4月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
中電技術コンサルタント株式会社
広島市南区出汐二丁目3番30号
- 5 落札金額
40,832,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年3月13日

徳島県告示第362号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について総合評価一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年7月3日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 道路改築工事
- (2) 路線名等 一般国道438号
- (3) 工事箇所 美馬郡つるぎ町貞光字長瀬 宮平トンネル
- (4) 工事概要
施工延長 L=878.3メートル
道路トンネル（NATM） L=808.7メートル
幅員 6.5（9.5）メートル
内空断面積 53.5平方メートル
- (5) 施工期間 契約締結日の翌日から令和12年3月25日まで
- (6) 設計金額 3,785,495千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (7) 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式（標準型）を適用する。）
- (8) この入札は、原則として、徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。ただし、やむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に承認を得て、紙入札方式により参加することができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、(1)から(4)までに掲げる事項の全てに該当する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であることとする。

- (1) 共同企業体が、アからオまでの事項の全てに該当すること。
 - ア 構成員数は、3であること。
 - イ 結成方式は自主結成とし、この工事においてその構成員が他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
 - ウ 各構成員の出資比率が、25パーセント以上であること。
 - エ 名称は「代表構成員名・構成員名・構成員名 道路改築工事共同企業体」とすること。
 - オ 徳島県建設工事共同企業体取扱要綱に定める要件を全て満たしていること。
- (2) 全ての構成員が、アからコまでの事項の全てに該当すること。
 - ア 令和8年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に建設工事の種類が「土木一式工事」で登載されている者であること。

なお、この公告の日（以下「入札公告日」という。）において当該名簿に登載されていない者は、令和8年徳島県告示第360号（令和8年度における特定調達契約

のうち建設工事請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等を定めた件）により、この入札の入札参加資格審査申請書の提出期限までに資格審査の申請を行わなければならない。

イ アの参加資格者名簿における「土木一式工事」の年間平均完成工事高を2倍した金額が、この工事の入札金額に占める出資比率相当額以上であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。

オ 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置の対象となっていない者であること。

カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（この工事に係る入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格審査申請書等」という。）の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。）の写しを提出できる者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者で、県が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格の再審査を受けているものについては、これらの申立てがなされていない者とみなす。

ク 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

ケ この工事に係る設計業務等の受託者でない者であり、かつ、当該受託者と資本金面又は人事面において密接な関連がない者であること。

コ 一定の資本関係又は人的関係のある者が、この入札に参加していない者であること。

(3) 代表構成員が、アからオまでの事項の全てに該当すること。

ア 土木工事業に係る建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。

イ (2)のカの総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値（経営事項審査結果の総合評点）が1,200点以上の者であること。

ウ NATM工法による施工延長500メートル以上の道路トンネル工事（人道トンネル工事を除く。）の元請けとして、平成23年4月1日から入札公告日までの間に完成し、引渡しが完了した工事に係る施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次の(イ)から(イ)までの事項の全てに該当する専任の技術者をこの工事に配置できる者であること。

(イ) 1級土木施工管理技士、1級建設機械施工（管理）技士若しくは技術士（技術部門が建設部門、農業部門「農業農村工学」、水産部門「水産土木」、森林部門

「森林土木」又は総合技術監理部門（建設、農業「農業農村工学」、水産「水産土木」又は森林「森林土木」に限る。）に限る。）の国家資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者

- (イ) 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（土木工事業に関するものに限る。）を有し、同法第26条第5項に規定する講習を受講した者
- (ロ) N A T M工法による施工延長500メートル以上の道路トンネル工事（人道トンネル工事を除く。）の元請けとして、平成23年4月1日から入札公告日までの間に完成し、引渡しが完了した工事における工期の2分の1を超える期間において、現場代理人、主任技術者、監理技術者補佐又は（特例）監理技術者としての施工経験を有する者であること。

なお、低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者としての施工経験は対象としない。また、共同企業体の構成員の技術者等としての施工経験は、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等としてのものに限る。

- (イ) 開札日以前において代表構成員と3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

なお、この工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

オ 構成員のうち最大の施工能力を有し、出資比率が最大であること。

- (4) 代表以外の構成員が、ア及びイの事項の全てに該当すること。

ア 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する者であること。

- (イ) (2)のアの参加資格者名簿の「土木一式工事」の格付けが特A級の者であること。

- (ロ) (2)のアの参加資格者名簿において「土木一式工事」の格付けを受けていない者にあつては、(2)のカの総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が930点以上の者であること。

イ 次の(イ)及び(ロ)の事項の全てに該当する専任の技術者をこの工事に配置できる者であること。

- (イ) 1級土木施工管理技士、1級建設機械施工（管理）技士若しくは技術士（技術部門が建設部門、農業部門「農業農村工学」、水産部門「水産土木」、森林部門「森林土木」又は総合技術監理部門（建設、農業「農業農村工学」、水産「水産土木」又は森林「森林土木」に限る。）に限る。）の国家資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者

- (ロ) 開札日以前において当該構成員と3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県庁1階 出納局公共入札検査課公共入札担当

(2) 期間

令和8年7月3日（金曜日）から同年8月31日（月曜日）まで（県の休日（徳島県

の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

4 入札説明書（入札概要書、設計図書等をいう。以下同じ。）の閲覧の場所及び期間並びに交付の方法

(1) 閲覧の場所

徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））

<https://e-ppi.pref.tokushima.lg.jp/bbs/open/front>

(2) 閲覧の期間

令和8年7月3日（金曜日）午前9時から同年8月31日（月曜日）正午まで

(3) 交付の方法

入札説明書を(2)の期間、徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲示する。

5 入札に参加する者に求められる事項

入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書等を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムによる提出ができない場合は、事前に承認を得て、持参又は郵送により提出することができる。

(2) 受領期間、提出場所等

ア 電子入札システムにより提出する場合

令和8年7月6日（月曜日）午前8時30分から同月17日（金曜日）正午まで（電子入札システムの運用時間に限る。）

イ 持参により提出する場合

(イ) 受領期間

令和8年7月6日（月曜日）から同月16日（木曜日）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）及び同月17日（金曜日）の午前9時から正午まで

(ロ) 提出場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県庁1階 出納局公共入札検査課公共入札担当

ウ 郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合

(イ) 受領期間

令和8年7月6日（月曜日）から同月17日（金曜日）までに必着のこと。

(ロ) 宛先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当

6 入札参加資格審査申請書等の記載内容を証する書類の提出

入札参加資格審査申請書等を提出した者は、その記載内容を証する書類を次に定めるところにより提出しなければならない。

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(2) 受領期間、提出場所等

ア 持参により提出する場合

(ｱ) 受領期間

令和8年7月21日（火曜日）及び同月22日（水曜日）

なお、この場合は、令和8年7月6日（月曜日）から同月16日（木曜日）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）及び同月17日（金曜日）の午前9時から正午までの間に電話予約をしなければならない。

(ｲ) 提出場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県庁1階 102会議室

イ 郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合

(ｱ) 受領期間

令和8年7月6日（月曜日）から同月22日（水曜日）までに必着のこと。

(ｲ) 宛先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当

7 入札手続等

(1) 入札書及び工事費内訳書等の提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムによる提出ができない場合は、事前に承認を得て、持参又は郵送により提出することができる。

(2) 入札書及び工事費内訳書等の提出の期間及び場所

ア 電子入札システムにより提出する場合

令和8年8月27日（木曜日）午前8時30分から同月31日（月曜日）正午まで（電子入札システムの運用時間に限る。）

イ 持参により提出する場合

(ｱ) 期間

令和8年8月27日（木曜日）及び同月28日（金曜日）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）並びに同月31日（月曜日）の午前9時から正午まで

(ｲ) 場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県庁1階 出納局公共入札検査課公共入札担当

ウ 郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合

(7) 期間

令和8年8月27日（木曜日）から同月31日（月曜日）までに必着のこと。

(4) 宛先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年9月1日（火曜日）午前10時5分

イ 場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県庁1階 102会議室

(4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

要

(6) 入札の無効

ア 5により入札参加資格が認められなかった者、5若しくは6について虚偽の申請等をした者又は5により入札参加資格の確認を受けたが落札決定の時点において2の(1)から(4)までに掲げる事項のいずれかに該当しなくなった者の行った入札

イ 徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）第24条各号又は競争契約入札心得第5の各号のいずれかに該当する入札

ウ 入札説明書で無効と定める入札

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、(8)の落札者決定基準により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。落札者となるべき者の入札価格によっては、その者では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、(8)の落札者決定基準により得られた評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき同じ評価値の者が2者以上ある場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定するものとする。

(8) 落札者決定基準

予定価格の制限の範囲内で入札を行った全ての入札参加者について、開札終了後に、既に提出されている入札参加資格審査申請書等その他資料に基づきアの総合評価の方法により評価値の算定を行い、評価値の最も高い者を落札者として決定する。ただし、その入札が無効又は失格となった場合及び有効な入札を行った者が1者の場合は、評価値の算定は行わない。

ア 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（失格となった者を除く。）に対して、次の方法により算出される評価値をもって総合評価を行う。

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

(ア) 基礎点は、入札参加資格の要件を満足する場合に100点とする。

(イ) 加算点は、次の方法により算出する。

加算点＝（イの入札の評価に関する基準により算出された得点の合計＋低入札による減点（減点措置の期間に該当する場合にあっては、当該減点措置の区分に応じ－20点））÷125点（配点の合計）×30点

(ウ) 評価値は、小数第3位（小数第4位四捨五入）止めとする。

(エ) 加算点は、小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする。

(オ) 入札価格は、億円単位とし、小数第5位（小数第6位切上げ）止めとする。

イ 入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目及び配点は、次の表のとおりとする。

評価項目	配点
技術提案の評価	40点
簡易な施工計画の評価	40点
企業の施工能力の評価	20点
配置予定技術者の施工能力の評価	10点
地域精通度の評価	15点

8 契約手続に関する事項

- (1) この工事の請負契約の締結に当たっては、契約書の作成が必要である。
- (2) この工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年徳島県条例第10号）第2条の規定により、徳島県議会の議決が必要である。
- (3) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島県県土整備部高規格道路課予算経理担当

徳島市万代町一丁目 1 番地

電話088-621-2123

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 問合せ先
郵便番号770-8570
徳島市万代町一丁目 1 番地
徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当
電話088-621-2633

10 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract
Road Reconstruction Work (General National Highway Route 438 Miyadaira Tunnel)
- (2) Period for the submission of tenders
- (a) Electronic bidding system: Opens at 8:30 on August 27th, 2026 and closes at 12:00 (noon) on August 31st, 2026
- (b) Hand delivered submissions: August 27th, 2026 and August 28th, 2026 from 9:00 to 17:00 (office will be closed from 12:00 to 13:00) or August 31st, 2026 from 9:00 to 12:00
- (c) Postal submissions: Must be delivered between August 27th, 2026 and August 31st, 2026
- (3) For further information, please send all enquiries to the following address Tokushima Prefectural Government
Accounting Bureau, Public Bidding and Inspection Division
1-1 Bandai-cho Tokushima City
Phone : 088-621-2633